

今治造船株式会社によるジャパンマリンユナイテッド株式会社の株式取得
に関する審査結果について

令和7年11月18日
公正取引委員会

公正取引委員会は、今治造船株式会社（法人番号7500001011179）（以下「今治造船」という。）によるジャパンマリンユナイテッド株式会社（法人番号8020001076641）（以下「JMU」という。また、今治造船及びJMUを併せて「当事会社」という。）の株式取得（以下「本件行為」という。）について、今治造船から独占禁止法の規定に基づく株式取得に関する計画届出書の提出を受け、審査を行った結果、同社に対し、本日、排除措置命令を行わない旨の通知を行った。

本件審査において、公正取引委員会は、当事会社が申し出た措置が講じられることを前提とすれば、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとはいえないと判断した（審査結果の概略については別紙参照）。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課
電話	03-3581-3719（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/